

特別調査

平成20年7月3日

中小企業の裁判員制度に対する意識調査

調査要項

調査時点	平成20年6月 上旬
調査対象企業	当庫お取引先 1,986 社(大阪府下ならびに尼崎市)
回答企業数	1,563 社
回答率	78.7%
調査方法	調査票に基づく聞き取り調査 資料として最高裁判所作成資料「裁判員制度」を配布

業種別 従業員別	業種別									計	構成比	累計 構成比
	製造業	卸売業	小売業	飲食業	建設業	サービス業	運輸業	不動産業 その他				
1～4人	57	48	136	84	48	86	4	43	506	32.4%	32.4%	
5～10	114	52	57	26	89	79	14	26	457	29.2%	61.6%	
11～20	99	47	14	14	41	35	12	7	269	17.2%	78.8%	
21～30	48	16	16	14	18	18	13	8	151	9.7%	88.5%	
31～50	37	16	6	7	8	16	7	3	100	6.4%	94.9%	
51～100	27	6	5	2	3	6	3	0	52	3.3%	98.2%	
101～	9	5	3	2	0	6	3	0	28	1.8%	100.0%	
計	391	190	237	149	207	246	56	87	1,563	100.0%		
構成比	25.0%	12.2%	15.2%	9.5%	13.2%	15.7%	3.6%	5.6%	100.0%			

※ 本件、特別調査は大阪地方裁判所と連携してアンケートを作成し、大阪信用金庫の特別調査として実施・作成したものです。

1. 裁判員制度の理解度について

回答企業数=1,558社 【単一回答】 (平成19年6月期 回答企業数=1,690社)

中小企業経営者の裁判員制度の理解度は、「よく知っている」が12.1%となり平成19年6月期調査(以降は前回調査)より1.4ポイント上昇しましたが、「少し知っている」が48.0%で4.7ポイント低下し、「よく知っている」と「少し知っている」の合計は60.1%で、3.3ポイント低下しています。

一方、「あまり知らない」が34.5%で2.8ポイント上昇し、「全く知らない」も5.4%で0.4ポイント上昇しています。裁判員制度の啓蒙活動や模擬裁判など平成21年の実施に向けて準備は進んでいますが、依然として認知度は向上していません。(図1-1参照)

また、業種別では、卸売業で知っている割合が高く、飲食業が最も低くなっており、業種による認知度には差があります。従業員規模別では、従業員規模が大きくなるにつれて知っている割合が高くなる傾向があり、従業員51人以上では「全く知らない」は0%という結果でした。(図1-2参照)

裁判員制度を知った方法では、「テレビ・ラジオの放送」が68.7%で第一位となり、第二位の「新聞報道」40.7%と続いています。第三位以下の項目はいずれも3%未満で「インターネット」や「人から聞いた」、「パンフレット類」などは、認知度向上にあまり効果がないと考えられます。(図1-3参照)

裁判員制度の認知度をさらに向上させるには、認知度が特に低かった業種や従業員規模の小さな事業所等に啓蒙活動を行なう必要があります。

図1-1 裁判員制度の認知度(平成19年6月期調査結果との比較)

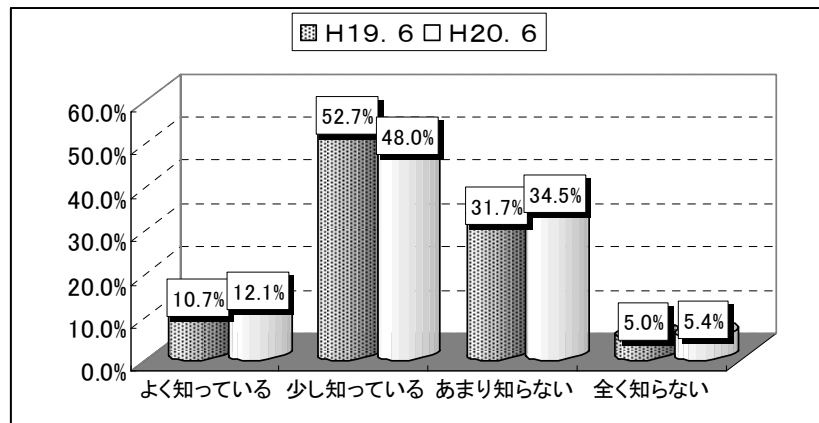
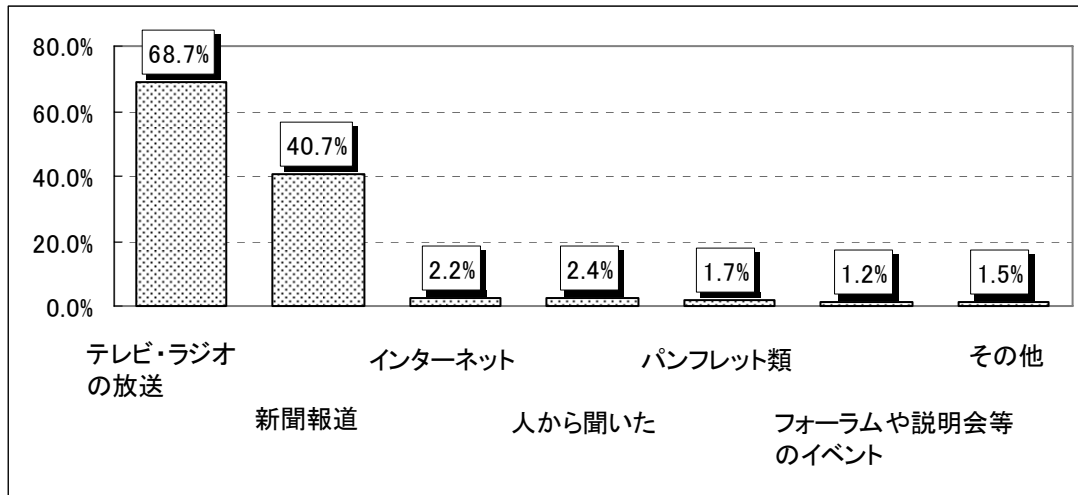


図1-2 業種別・従業員規模別の認知度

	よく知っている	少し知っている	あまり知らない	全く知らない	知っている (「よく知っている」 「少し知っている」合計)	知らない (「あまり知らない」 「全く知らない」合計)
全体	12.1%	48.0%	34.5%	5.4%	60.1%	39.9%
製造業	12.9%	49.4%	34.7%	3.1%	62.2%	37.8%
卸売業	17.9%	52.6%	25.3%	4.2%	70.5%	29.5%
小売業	11.0%	43.6%	39.4%	5.9%	54.7%	45.3%
飲食業	6.0%	34.9%	47.0%	12.1%	40.9%	59.1%
建設業	12.1%	47.3%	35.3%	5.3%	59.4%	40.6%
サービス業	13.1%	49.6%	32.4%	4.9%	62.7%	37.3%
運輸業	8.9%	51.8%	30.4%	8.9%	60.7%	39.3%
不動産業	8.0%	60.9%	26.4%	4.6%	69.0%	31.0%
4人以下	9.7%	43.8%	38.4%	8.1%	53.5%	46.5%
5~20人	12.2%	47.8%	35.4%	4.7%	59.9%	40.1%
21~50人	14.9%	54.6%	26.9%	3.6%	69.5%	30.5%
51以上	17.5%	56.3%	26.3%	0.0%	73.8%	26.3%

図1-3 裁判員制度を知った方法 (回答企業数=936社)



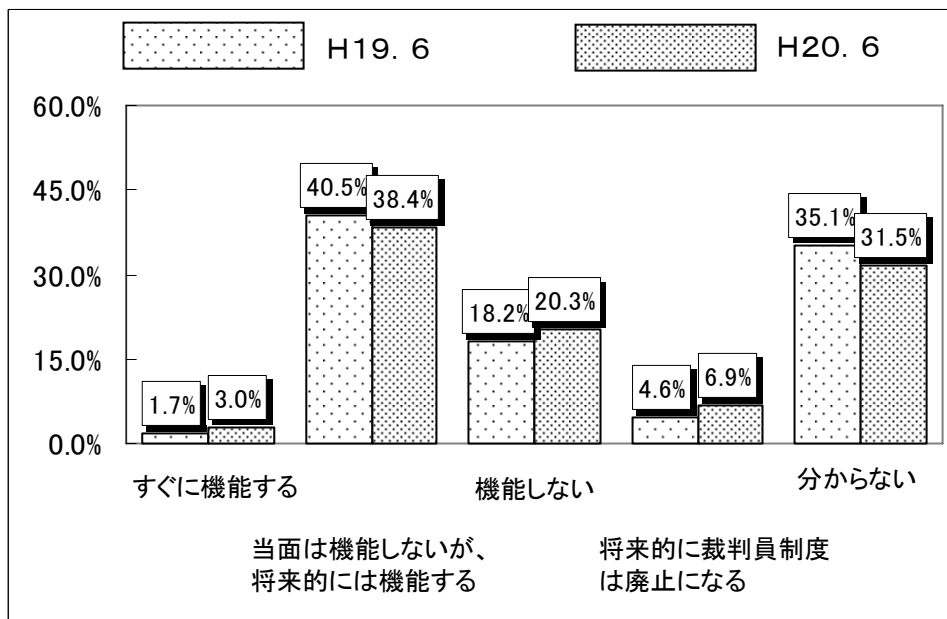
2. 裁判員制度の成功の可否について

回答企業数=1,513社 【単一回答】 (平成19年6月期 回答企業数=1,690社)

裁判員制度の成功の可否については、「当面は機能しないが、将来的には機能する」が38.4%で最も多く、実施後に機能するには時間がかかるという見方が多くなりました。前回との比較では、特に大きな変化はありませんが「分からない」の割合が低下して、「機能しない」や「将来的に裁判員制度は廃止になる」といった否定的な見方が若干増加しています。

裁判員制度実施が迫る中、法曹以外の一般人が人を裁くという馴染みのない制度に、戸惑いがあるのかもしれない。

図2-1 裁判員制度の成功の可否 (平成19年6月期調査結果との比較)



3. 従業員が裁判員制度に参加する場合の休暇の扱いについて

回答企業数=1, 527社 【単一回答】 (平成19年6月期 回答企業数=1, 689社)

裁判員に選ばれた場合、職場を離れて約3日間は裁判所に出廷しなければならず、その際に企業は従業員の休暇を設定しなければなりません。その際の休暇の扱いは、「分からない・未定」が47.5%もあり、前回より8ポイント改善したものの、依然として対応していない企業が半数近くもあります。

「有給休暇扱い」や「特別休暇扱い」はそれぞれ上昇し、労働基準法違反となる「欠勤扱い」は2.3ポイント低下しており、徐々にではあるが態勢整備をする企業が増加しているようです。(図3-1参照)

業種別では、飲食業の7割が「分からない・未定」と回答しており、小売業でも「分からない・未定」が約6割もあり、業種ごとの認知度にバラツキがあります。

図3-1 従業員が裁判員制度に参加する場合の休暇の扱い (平成19年6月期調査との比較)

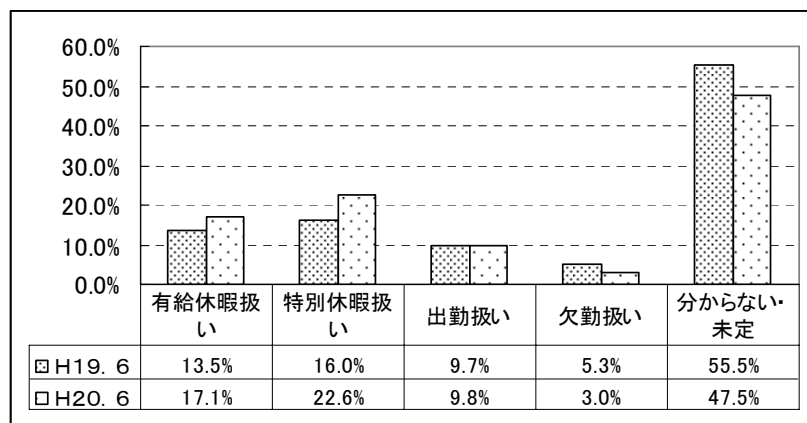


図3-2 業種別・従業員規模別の従業員が裁判員制度に参加する場合の休暇の扱い

	有給休暇扱い	特別休暇扱い	出勤扱い	欠勤扱い	分からない・未定
全体	17.1%	22.6%	9.8%	3.0%	47.5%
製造業	19.1%	29.5%	9.1%	2.1%	40.2%
卸売業	20.9%	25.1%	9.6%	3.2%	41.2%
小売業	8.4%	15.6%	11.6%	4.9%	59.6%
飲食業	6.1%	11.6%	6.8%	5.4%	70.1%
建設業	16.8%	27.2%	11.9%	2.5%	41.6%
サービス業	24.1%	17.4%	7.5%	1.7%	49.4%
運輸業	16.4%	27.3%	12.7%	5.5%	38.2%
不動産業	23.0%	24.1%	13.8%	1.1%	37.9%
4人以下	9.6%	14.9%	8.6%	3.9%	63.1%
5~20人	20.1%	24.3%	10.3%	2.7%	42.6%
21~50人	21.9%	33.5%	11.2%	2.1%	31.4%
51以上	21.5%	21.5%	8.9%	3.8%	44.3%

4. 従業員が裁判員に選ばれた場合の経営への影響

回答企業数=1,522社 【単一回答】 (平成19年6月期 回答企業数=1,689社)

従業員が裁判員に選ばれた場合の経営への影響は、負担が大きいと回答した割合が高まり、特に「負担が大きく事業活動に支障がでる」が24.0%で3.9ポイント上昇しています。「国民の義務なのでやむを得ない」は34.0%で前回とほぼ同水準となりました。

「負担とならない」が1.9ポイント低下して、「負担が小さくさほど困らない」が上昇していることから、何らかの負担が発生することを意識している傾向にあることが分かります。(図4-1参照)

従業員規模別では、規模が大きくなるに従って負担を感じる割合は小さくなっていますが、従業員数が少なければ一人当たりの仕事の負担が大きくなるため従業員規模が小さい企業ほど負担感が大きいことは当然の結果といえます。(図4-2参照)

図4-1 従業員が裁判員に選ばれた場合の経営への影響 (平成19年6月期調査との比較)

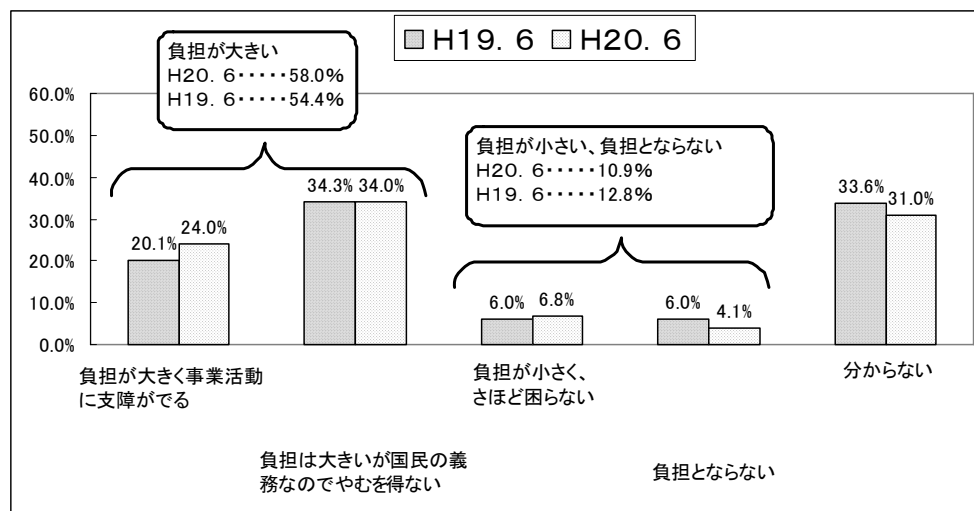


図4-2 業種・従業員規模別の経営への影響

	負担が大きく事業活動に支障がでる	負担は大きい国民の義務なのでやむを得ない	負担が小さく、さほど困らない	負担とはならない	分からない
全体	24.0%	34.0%	6.8%	4.1%	31.0%
製造業	20.3%	40.4%	9.4%	4.2%	25.8%
卸売業	22.2%	37.3%	4.3%	4.3%	31.9%
小売業	26.2%	26.7%	6.7%	5.3%	35.1%
飲食業	19.9%	19.9%	5.5%	4.8%	50.0%
建設業	24.9%	39.8%	6.5%	0.5%	28.4%
サービス業	27.1%	27.5%	7.1%	4.2%	34.2%
運輸業	34.5%	43.6%	5.5%	3.6%	12.7%
不動産業	29.1%	40.7%	4.7%	7.0%	18.6%
4人以下	27.1%	25.3%	5.1%	5.5%	37.0%
5~20人	24.5%	38.1%	5.5%	2.4%	29.6%
21~50人	18.9%	39.9%	11.1%	6.6%	23.5%
51以上	16.7%	33.3%	16.7%	2.6%	30.8%

5. 経営への負担が大きい月・負担が小さい月

回答企業数=1, 563社 【複数回答】

負担が大きいな月は、第一位が「12月」の56.4%、第二位は「3月」で35.4%と続いています。特に「12月」は年の瀬ということもあり、繁忙期にあたる企業が多いため、通常の月と比べて負担感が増したと考えられます。

負担が小さな月は、第一位の「8月」が36.1%で、第二位が「2月」の34.0%、第三位が「1月」の33.1%と続いており、一般的に閑散期と認識している企業が3割程度あります。(図5-1参照)

業種別では、建設業と不動産業以外の全業種が「12月」を負担が大きいと選択した割合が最も高くなり、建設業と不動産業は住宅需要が旺盛な時期に当たるため「3月」が最も高くなりました。

負担が小さい月は、業種によりバラツキがあり、製造業・飲食業・建設業では「8月」が、卸売業・小売業・サービス業・運輸業では「2月」が、不動産業では「1月」が第一位となりました。負担の大きい月と違い圧倒的に選択が集中することはなく、業種の特徴に応じて負担が小さい月は分かれています。

図5-1 負担が大きい月・負担が小さい月

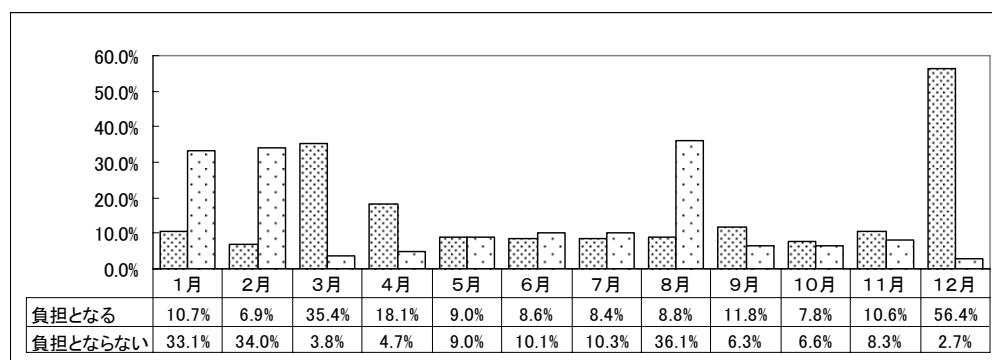


図5-2 業種・従業員規模別の負担が大きい月

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全体	10.7%	6.9%	35.4%	18.1%	9.0%	8.6%	8.4%	8.8%	11.8%	7.8%	10.6%	56.4%
製造業	10.7%	10.2%	33.8%	13.6%	9.0%	9.5%	9.0%	10.2%	14.1%	9.7%	13.8%	54.7%
卸売業	10.0%	6.8%	30.0%	19.5%	10.5%	10.5%	8.4%	8.9%	13.2%	12.1%	14.2%	57.4%
小売業	11.4%	4.2%	23.6%	19.0%	7.2%	8.0%	14.3%	12.7%	5.1%	5.5%	9.7%	58.2%
飲食業	18.8%	4.7%	18.1%	18.8%	7.4%	6.0%	6.7%	7.4%	7.4%	8.1%	8.1%	66.4%
建設業	5.3%	8.2%	52.2%	17.9%	10.6%	9.7%	4.3%	4.3%	14.0%	6.8%	6.3%	48.8%
サービス業	15.0%	6.5%	39.8%	19.5%	11.0%	9.3%	10.2%	9.3%	12.6%	4.9%	8.9%	56.9%
運輸業	1.8%	3.6%	37.5%	19.6%	7.1%	5.4%	1.8%	7.1%	14.3%	5.4%	17.9%	71.4%
不動産業	2.3%	3.4%	62.1%	27.6%	4.6%	3.4%	2.3%	4.6%	16.1%	8.0%	4.6%	47.1%
4人以下	11.5%	4.9%	28.1%	18.6%	7.3%	8.1%	11.7%	8.9%	8.1%	6.5%	8.9%	53.8%
5~20人	10.1%	8.1%	41.0%	17.2%	9.2%	7.9%	5.8%	8.5%	14.5%	9.0%	12.1%	57.6%
21~50人	11.6%	7.2%	33.1%	20.3%	11.2%	11.2%	10.4%	8.8%	12.0%	7.6%	10.4%	56.6%
51以上	8.8%	7.5%	37.5%	16.3%	10.0%	10.0%	6.3%	11.3%	11.3%	6.3%	7.5%	62.5%

図5-3 業種・従業員規模別の負担が小さい月

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全体	33.1%	34.0%	3.8%	4.7%	9.0%	10.1%	10.3%	36.1%	6.3%	6.6%	8.3%	2.7%
製造業	33.8%	29.9%	2.3%	3.8%	9.0%	11.3%	10.0%	37.9%	7.4%	9.0%	5.9%	2.3%
卸売業	39.5%	40.5%	4.2%	4.7%	8.4%	5.8%	10.0%	33.7%	7.9%	4.2%	11.6%	4.2%
小売業	30.8%	36.7%	4.2%	3.4%	7.6%	7.6%	10.1%	32.1%	6.8%	4.6%	8.0%	3.4%
飲食業	25.5%	25.5%	2.0%	4.7%	13.4%	11.4%	14.8%	34.2%	4.0%	2.0%	9.4%	2.7%
建設業	37.7%	34.8%	2.9%	6.3%	9.7%	10.1%	7.2%	42.5%	4.8%	7.7%	8.2%	2.4%
サービス業	26.0%	35.4%	6.9%	5.7%	8.5%	13.4%	13.0%	34.6%	8.1%	7.3%	11.0%	2.0%
運輸業	42.9%	46.4%	7.1%	8.9%	5.4%	7.1%	7.1%	35.7%	1.8%	8.9%	3.6%	1.8%
不動産業	39.1%	32.2%	3.4%	3.4%	8.0%	11.5%	6.9%	37.9%	2.3%	8.0%	5.7%	2.3%
4人以下	33.0%	31.0%	3.8%	4.5%	7.9%	6.9%	8.5%	33.0%	5.9%	5.1%	7.3%	4.0%
5~20人	33.2%	37.1%	3.7%	5.0%	10.1%	11.2%	11.2%	39.0%	5.9%	8.1%	8.5%	2.2%
21~50人	34.7%	31.9%	5.2%	4.8%	8.8%	12.7%	10.4%	36.3%	6.4%	5.2%	10.0%	2.4%
51以上	28.8%	32.5%	1.3%	3.8%	6.3%	12.5%	13.8%	30.0%	12.5%	6.3%	6.3%	0.0%

6. 経営への負担が特に大きい役職・立場

回答企業数=1, 563社 【複数回答】

経営への負担が特に大きい役職・立場の有無は、「負担が大きい役職がある」が81.4%で、「立場による違いはない」は18.6%となり、約8割以上の企業で役職・立場の違いによる負担の違いがあります。(図6-1参照)

負担が大きい役職・立場の内訳は、「現場の作業員」が51.8%で第一位となり、第二位「経営者」と続いています。人的資源の限られる中小企業では、直接的に財やサービスを生産する部門の人員が職場を離れることの負担が大きく、経営者も重要な戦力となっているため第二位に位置したと思われます。(図6-2参照)

業種別では、卸売業・小売業・不動産業以外の業種では、「現場の作業員」が最も多く選択され、特にドライバーが出社できなければ仕事にならない運輸業では72.0%が選択しています。卸売業・小売業・不動産業では「経営者」が第一位で、作業員よりも経営者の重要度が大きいと判断しています。

従業員規模別では、「4人以下」では「経営者」が第一位となったものの、従業員数が5人以上の企業では、「現場の作業員」が第一位となっています。「4人以下」の小規模事業所では、経営者が現場の作業員を兼任していることもあるが、従業員規模が大きくなるにつれ役割が明確になるため、実質的には「現場の作業員」の負担が最も大きくなると考えられます。従業員規模が大きくなるにつれ、「経営者」と回答する割合が低下し、「管理職」が上昇するなど、従業員規模に応じて負担となる役職・立場には違いが見られます。

図6-1 経営への負担が特に大きい役職・立場の有無

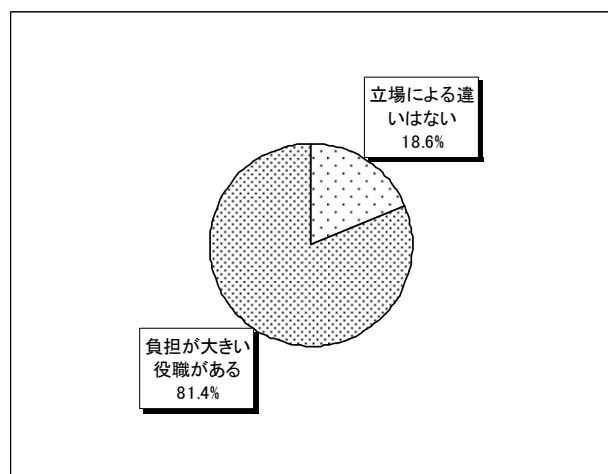


図6-2 負担が大きい役職・立場

回答企業数=1, 272社 【複数回答】

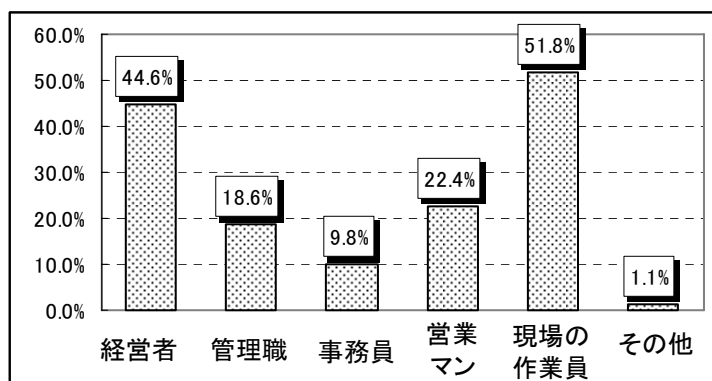


図6-3 業種・従業員規模別の負担が大きい役職・立場

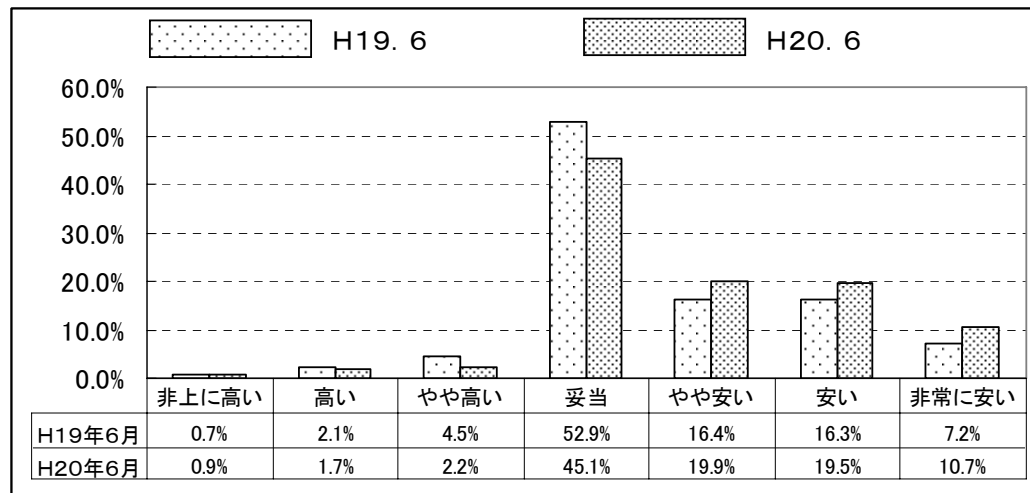
	経営陣	管理職	事務員	営業マン	現場の作業員	その他
全体	44.6%	18.6%	9.8%	22.4%	51.8%	1.1%
製造業	47.9%	28.9%	10.6%	21.2%	63.7%	1.3%
卸売業	46.2%	27.2%	17.1%	39.9%	39.9%	0.0%
小売業	51.2%	7.6%	5.2%	16.9%	40.7%	1.2%
飲食業	38.3%	5.8%	1.7%	10.0%	55.0%	0.8%
建設業	38.1%	18.8%	13.1%	19.3%	60.2%	0.6%
サービス業	45.4%	16.1%	10.2%	19.0%	47.3%	2.0%
運輸業	28.0%	16.0%	12.0%	22.0%	72.0%	4.0%
不動産業	46.3%	11.3%	5.0%	38.8%	28.8%	0.0%
4人以下	56.3%	6.5%	5.4%	16.1%	43.1%	1.7%
5~20人	41.0%	21.1%	10.9%	23.0%	56.3%	1.0%
21~50人	38.9%	24.9%	13.1%	26.6%	53.7%	0.9%
51以上	34.8%	37.9%	12.1%	36.4%	50.0%	0.0%

7. 裁判員の日当（上限1万円）の妥当性について

回答企業数=1, 530社 【単一回答】

「安い（やや安い・安い・非常に安いの合計）」が50.1%となり、前回よりも10.2ポイント上昇し、「妥当」と「高い（非常に高い・高い・やや高いの合計）」がともに低下しており、裁判員の日当に対して「安い」と感じている経営者が増加しています。

図7-1 裁判員制度の妥当性について（平成19年6月期 回答企業数=1, 683社）

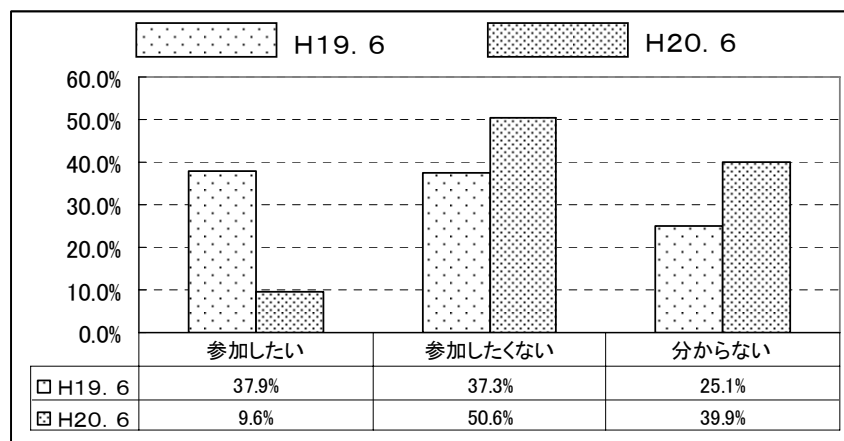


8. 裁判員に選ばれた場合の参加希望について

回答企業数=1, 539社

裁判員に選ばれた場合の参加希望については、「参加したい」が9.6%で前回から大幅に低下しており、「参加したくない」が50.6%になり、過半数が参加したくないと考えています。また、「分からない」も39.9%に上昇しており、裁判員として選ばれることの心理的な負担感が増していると思われます。

図8-1 裁判員に選ばれた場合の参加希望について

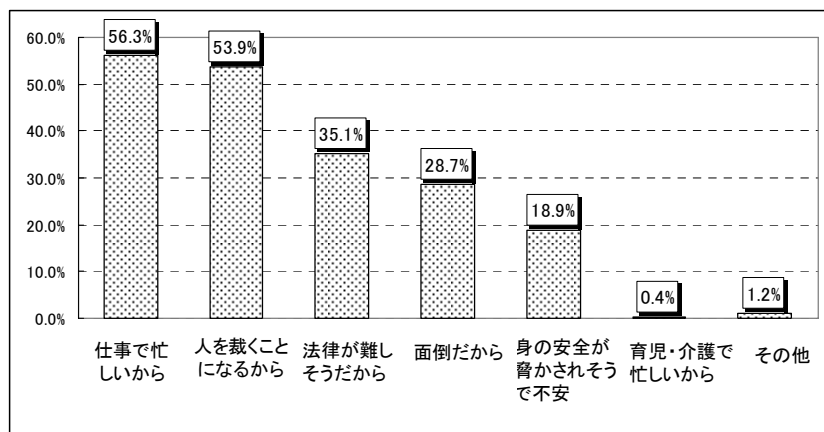


9. 参加したくない理由

回答企業数=778社 【複数回答】

参加したくない理由は、「仕事で忙しいから」が56.3%で第一位となり、「人を裁くことになるから」が53.9%で第二位となりました。職場を離れることの負担や法律家ではないのに人を裁くことの難しさを訴えた項目が上位に位置しています。第三位は「法律が難しそうだから」が35.1%あることから、法律知識のなさを気にする傾向も見られます。

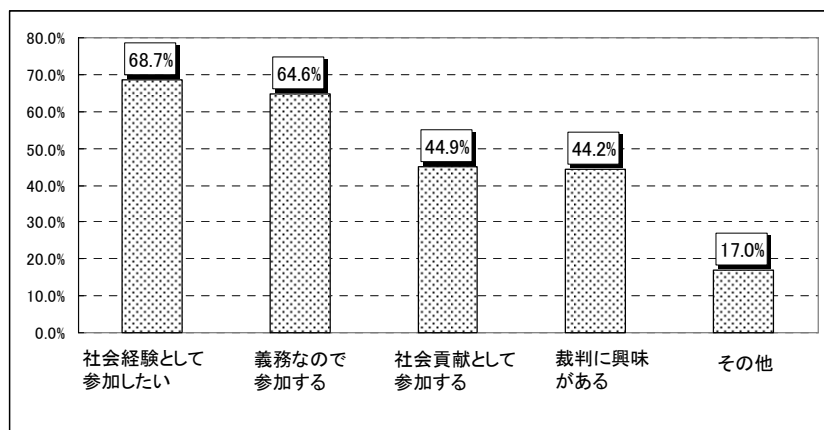
図9-1 参加したくない理由



10. 参加したい理由

回答企業数=147社 【複数回答】

参加したい理由は、「社会経験として参加したい」が68.7%で第一位となり、「義務なので参加する」が64.6%で第二位、第三位は「社会貢献として参加する」となりました。裁判員として裁判に参加することを社会経験として考える一方で、国民の義務としての意識も高いことが分かりました。また、約4割が社会貢献として考えており、裁判員として参加することが社会貢献と捉えられている一面もあり、参加したい人にとっては義務として参加する上で、社会経験や社会貢献としての目的も参加する理由となっています。



まとめ

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立ちあい、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断する制度です。

国民が裁判に参加する国は、アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・イタリアなど世界の国々で広く行なわれており、日本は平成21年5月21日から国民が参加する裁判員制度として実施されます。

裁判員制度の認知度は、「よく知っている」が12.1%、「知っている」が48.0%となり、合計で60.1%が知っているという結果でしたが、約4割が知らないという結果となりました。

業種では飲食業が最も認知度が低く、59.1%が知らないと回答しており、従業員規模別では、従業員規模が大きくなるにつれ認知度が向上するということが分かりました。裁判員制度の成功の可否は、「当面は機能しないが、将来的には機能する」が38.4%と最も多く、制度が安定的に運用できるようになるまでに時間がかかるという見方が多くなりました。

制度の実施後に、従業員が裁判員制度に参加する場合の休暇の扱いは、「有給休暇扱い」が17.1%、「特別休暇扱い」が22.6%、「出勤扱い」が9.8%で、制度に対応している企業がある一方で、「欠勤扱い」が3.0%、「分からない・未定」が47.5%もあり、体制整備が遅れている企業もまだまだあります。

従業員が裁判員に選ばれた場合の経営への影響は、「負担が大きい」が58.0%となり、「負担が小さい」は10.9%しかありませんでした。従業員が裁判員に選ばれた場合は、連続して数日間職場を離れなければならず、企業にとっては生産性が低下するため負担は増大します。

負担が大きい月は、年の瀬の繁忙期を挙げる企業が多く「12月」が56.4%で第一位となり、業種別では建設業と不動産業以外の全業種で第一位となりました。建設業と不動産業では、住宅需要が旺盛な時期に当たる「3月」が第一位となっています。

負担が小さい月は、「8月」が第一位となり、お盆の閑散期のため比較的負担は小さいと感じている企業が多くなりました。業種別ではバラツキがあり、負担が大きい月と比べて分散されています。

経営への負担が特に大きい役職・立場は、約8割の企業が負担が大きい役職があると回答しており、「現場の作業員」が第一位となり、次いで「経営者」と続いています。

裁判員の日当は、「安い」が50.1%となり、「妥当」と「高い」を大きく上回っています。経営者としては、裁判員の日当よりも自身や従業員の作業時間のほうが「高い」と感じているようです。

裁判員に選ばれた場合の参加希望については、「参加したい」が9.6%で、「参加したくない」が50.6%になり、過半数が参加したくないと考えています。また、「分からない」も39.9%ありました。

参加したくない理由は、「仕事で忙しいから」が56.3%で第一位となり、「人を裁くことになるから」が53.9%で第二位となりました。職場を離れることの負担や法律家ではないのに人を裁くことの難しさを訴えた項目が上位に位置しています。

参加したい理由は、「社会経験として参加したい」が68.7%で第一位となり、「義務なので参加する」が64.6%で第二位、第三位は「社会貢献として参加する」となりました。裁判員として裁判に参加することを社会経験として考える一方で、国民の義務としての意識も高いことが分かりました。

裁判員制度は、国民が裁判に参加することにより国民の視点や感覚が裁判の内容に反映されることとなります。裁判が身近になり司法に対する理解と信頼が深まることが期待されており、中小企業においても社会の一員として参加意識を持つことが必要になってきます。